

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 7 月 1 1 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25－41380－0186 号
工事（委託業務）名	砂防（交付）工事（法面）
質 問 事 項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？	
2. 特記仕様書第 10 章で任意仮設としている仮設防護柵工は、設計図書の照査を実施した結果、増工する必要があると判断された場合の変更協議は、設計変更ガイドラインに基づき発注者が受注者に協議するという理解で良いですか？	
3. 横断図の形状から現場吹付法枠工を現場吹付法枠工構造図（10/15）及び参考図ではあります鉄筋挿入工配置図（11/15）のとおり全て正方形に施工することは不可能であり、法面工展開図（9/15）の面積とも差異が生じると推測しますが、現場条件に整合した法面展開図は契約後に発注者から提供されるという理解で良いですか？	
4. 特記仕様書第 10 章で工事支障物件は「無」となっていますが、第 32 章には「架空線がある場合の対策」が記載されています。工事支障物件は無いという理解で良いですか？	
5 標準横断図（3/15）内に①から⑤の注意書きがありますが、この中に記載されている関係機関との協議や地権者との協議は発注者が行うという理解で良いですか？	
6. 標準横断図（3/15）内の④に記載されている家屋に近接して施工する場合の安全ネット等の対策は、契約後に発注者から書面で指示されるという理解で良いですか？	
7. 施工箇所までの工事用進入路の確保はされているという理解で良いですか？	
8. 周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解で良いですか？	
回 答 事 項	
1. 御理解のとおりです。	
2. 設計変更ガイドライン記述のとおり、契約約款第 18 条第 1 項第 1 号～5 号に該当する事実を発見した場合は、受注者は発注者に通知し確認を請求することとされております。	
3. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。	
4. 移転が必要な支障物件はありません。	
5. 地下埋設物については発注者又は受注者が関係機関と協議を行います。電柱については移設対応等発注者が関係機関との協議を行います。接続する排水施設については発注者が地権者と協議を行います。	
6. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議願います。	
7. 御理解のとおりです。	
8. 御理解のとおりですが、施工開始にあたっては受注者からも地域への周知をお願いします。	